

高知大学医学部附属病院支援基金規則

平成 18 年 8 月 8 日
規則 第 32 号

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における高知大学医学部附属病院支援基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 基金は、病院における医療、教育及び研究を助成し、もって病院の医療環境の充実、医療人の養成、医育研修機能の保持及び医療の推進の振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第 3 条 基金は、病院を支援することを目的として受け入れられた資金により構成する。

(基金の管理)

第 4 条 基金の管理は、学長が行う。

(助成対象事業)

第 5 条 第 2 条に規定する助成は、次の各号に掲げる事業を対象とする。

- (1) 地域のニーズに密着した医療及び専門性を有する質の高い医療サービスに関する事業
- (2) 地域医療人の生涯学習支援及び地域住民の健康増進啓発事業
- (3) 先端医療の開発促進事業
- (4) 人間性豊かな医療人の育成事業
- (5) その他附属病院の運営に関する事業

(助成対象経費)

第 6 条 助成の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業に必要な経費とする。

(事業の実施)

第 7 条 第 5 条に規定する事業は、高知大学医学部附属病院運営委員会の議を経て定めるものとする。

(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 基金の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年8月8日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。